

早稲田大学技術士稲門会会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、早稲田大学技術士稲門会と称する。

(目的)

第 2 条 本会は会員相互の親睦を深め、早稲田大学本部の活動に協力し、また、母校早稲田大学の発展に貢献するとともに、技術者の能力開発、科学技術の向上と産業の発展の一助となる活動を行なうことを目的とする。

(活動)

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために以下の活動を行う。

- (1) 講演会、研究会の運営
- (2) 親睦会の開催
- (3) 早稲田大学及び早稲田大学が行なう事業への協力と支援
- (4) (社) 日本技術士会が行なう事業への協力と支援
- (5) 早稲田大学の学生、院生及び卒業生に対する技術士第一次試および技術士第二次試験の紹介とガイダンス
- (6) 早稲田大学校友に対する技術および技術経営等に関する相談会の開催、および技術士の斡旋
- (7) その他本会の目的を達成するための必要な活動

(事務所)

第 4 条 本会事務所の設置は細則に定める。

第 2 章 会員と学生会員

(会員資格)

第 5 条 早稲田大学を卒業した者であって、技術士一次試験又は技術士二次試験に合格した者、又は早稲田大学 J A B E E 認定コースを卒業した者は会員資格を有する。

2. 早稲田大学に在学している学生であって、技術士一次試験又は技術士二次試験に合格した者、又は早稲田大学 J A B E E 認定コースを卒業した者は学生会員の資格を有する。

(入会)

第 6 条 本会会員及び本会学生会員の資格を有しており本会への入会の届出をした者は、会員として登録される。

(賛助会員)

第 7 条 本会の目的に賛同する者あるいは企業は、賛助会員として本会への入会の届け出をすることができる。賛助会員の入会は幹事会により承認される。

(会費)

第 8 条 会員及び賛助会員は細則に定める年会費を納入する。

(資格の喪失)

第 9 条 会員及び賛助会員は、次の事由によりその資格を喪失する。

- (1) 退会の届出
- (2) 死亡
- (3) 除名

(退会)

第 10 条 前条の事由により退会した者は、会員又は賛助会員の登録を抹消する。

(除名)

第 11 条 幹事会において、本会の名誉を傷付け、秩序を乱し、本会の目的に反する行為を行ったと認められた会員は、会員の資格を失う。

(会員名簿)

第 12 条 会員の資格を取得した者があるときはこれを名簿に記載し、会員の資格を失った者があるときはこれを名簿から抹消する。

第 3 章 役員

(役員)

第 13 条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	若干名
幹事長	1 名
幹 事	5 名以上 20 名以内
会計監事	2 名

2. 役員は本会の会員でなければならない
3. 会長、副会長は幹事を兼ねる
4. 会計監事は幹事を兼任することはできない

(選任)

第 14 条 前条の役員は定時総会において、立候補者並びに被推薦者の中から選出する。

(顧問・相談役)

第 15 条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問、相談役は、幹事会の議を経て、会長がこれを囑託する。
3. 顧問、相談役は、本会の事業に関する重要な事項について会長の諮問の応じ、又は、幹事会に出席して意見を述べる。
4. 相談役は、原則として会長経験者に委嘱する。

(職務)

第 16 条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2. 会長は総会の議長を務める。
3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時又はその都合により職務を代行する。
4. 幹事は幹事会において本会の運営について審議し決定し、事務並びに会計業務を行う。
5. 会計監事は会計を監査し、定時総会においてその結果を報告する。

(任期)

第 17 条 役員任期は 1 期 2 年とし、再任を妨げない。欠員の補充により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第一期 平成 17 年 10 月 15 日～平成 19 年役員改定日

第二期以降 2 年毎に設定

(報酬)

第 18 条 役員、顧問及び相談役は無報酬とする。

第 4 章 会 議

(種類)

第 19 条 本会の会議は、総会および幹事会とする。

2. 総会は、会員をもって構成する。
3. 総会は本会の最高意思決定機関であり、定時総会および臨時総会とする。
4. 定時総会は、年 1 回開催する。
5. 臨時総会は、会長もしくは幹事会が必要と認めたとき、および会員の 4 分の 1 以上の要求があるときに開催する。
6. 幹事会は、会長、副会長および幹事をもって構成する。会員は、必要があるときは幹事会に出席し、意見を述べることができる。
7. 幹事会は、必要に応じ、随時開催する。
8. 幹事会の議長は幹事長又は必要に応じて幹事が務める。

(招集)

第 20 条 総会は、会長が招集する。

2. 幹事会は、会長、副会長又は幹事長が招集する。

(議事)

第 21 条 総会においては、この会則に定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告および決算の承認に関する事項
- (2) 事業計画および予算の決定に関する事項
- (3) その他、総会における議決が必要と認められた重要事項

(会議の議決)

第 22 条 総会および幹事会の議決は、出席者の過半数を以って決する。

第 5 章 事務並びに会計業務

(経費)

第 23 条 本会の経費は、年会費、行年会費、寄付金およびその他の収入を以って支弁する。

(会計年度)

第 24 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(帳簿)

第 25 条 本会は、次の帳簿を備え付ける。

- (1) 会員名簿
- (2) 金銭出納簿
- (3) 会費、寄付金等収入簿
- (4) その他必要な帳簿、書類等

(決算)

第 26 条 会長は、毎会計年度終了後、次の書類を作成し、幹事会の審議を経て、定時総会に上程しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支決算書

第 6 章 会則の変更と解散

(会則変更)

第 27 条 本会則の変更は、会員からの変更提案を受け、幹事会における審議を経て総会の議決により決定する。

(解散)

第 28 条 本会は、幹事会の審議を経て、総会の議決により解散することができる。

2. 解散時に剰余金および残余資産あるときは、これを早稲田大学に寄付する。

第 7 章 補 則

第 29 条 本会則に必要な細則は、幹事会において定める。

第 8 章 附 則

1. 本会則は、平成 17 年度総会の日(平成 17 年 10 月 15 日)から施行する。
平成 18 年 10 月 20 日改訂：第 5 条に JABEE 認定コース卒業者を追加
平成 21 年 10 月 24 日改訂：第 16 条第 3 項、第 19 条第 8 項、第 20 条第 2 項修正。
8 章第 2 項、第 3 項削除。
平成 28 年 6 月 11 日改訂：第 13 条第 1 項、幹事の定数を 20 名に修正。
平成 29 年 6 月 10 日改訂：第 3 条(5)を修正。